# 瑞浪市地域クラブ活動ガイドライン

令和7年11月

瑞浪市地域クラブ事務局

#### 1 クラブの目的

瑞浪市は瑞浪市総合地域クラブを設置し、「地域の子どもたちは、地域で育てる」という 理念の下で、子どもたちが将来にわたって、安心かつ安全にスポーツ、文化・芸術活動に親 しむことができるようにする。

### 2 用語の定義

このガイドラインにおいて、用語の意義は次のとおりとする。

(1) クラブ

これまでの保護者クラブ等の各種スポーツクラブ、各種文化芸術クラブをいう。

(2) 瑞浪市地域クラブ

瑞浪市総合地域クラブに登録するクラブ(以下「地域クラブ」という。)をいう。

# 3 瑞浪市総合地域クラブ事務局

# (1)業務

瑞浪市総合地域クラブは事務局を瑞浪市役所内に置き、次の内容について相談、支援、 連携等の業務にあたる。

- ①地域クラブが継続できない状況になった場合、他地域クラブとの合併や複数地域クラブとの合同化等の相談、支援
- ②新たな地域クラブの設立に関する支援
- ③生徒に関わる生徒指導等の内容および施設、備品について各中学校との連携
- ④地域の各スポーツ協会や連盟、社会教育団体等との連携や協力依頼
- ⑤地域クラブの一覧表の作成と生徒への配布、広報活動
- ⑥交付金が制度化された場合、瑞浪市の交付金に関する事務
- (2) 瑞浪市地域クラブ代表者と事務局による担当者会の実施

年に一度、事務局が主催する担当者会を開催し、中学校と連携して、生徒への適切な指導、怪我や事故の防止、事務手続き等に関する説明を行うものとする。地域クラブの代表者は参加しなければならない。

# 4 地域クラブ登録

# (1) 登録

地域クラブに登録する団体は、「中学生の各種スポーツクラブと各種文化芸術クラブ」で、「瑞浪市地域クラブ活動ガイドライン」を遵守する地域クラブとする。宗教活動、政治活動、営利を目的とした団体、家族単位での団体の登録は認めない。

# (2) 構成員

地域クラブの在籍者は、原則として瑞浪市内の中学校に在学する生徒とする。ただし、 近隣市の中学校に在籍する生徒も参加することができる。また、在学する中学校に関わ らず、いずれの地域クラブにも自由に加入することができる。

#### (3) 代表者とその役割

地域クラブに登録する生徒の保護者、または各種協会・連盟の関係者、社会教育団体の 構成員、または、地域クラブ指導者のいずれかから代表者を置くものとする。

代表者は、次に掲げる事項について責任を負う。

- ①地域クラブの運営と管理の責任
- ②適切な地域クラブ会費の設定と管理
- ※月会費の額は保護者の大きな負担とならないようなるべく低く設定することが望ましい。
- ③活動場所の予約と調整

これらの役割に基づく具体的な内容としては、以下のとおりとする。

- (ア) 地域クラブ代表者は、当該地域クラブについての定款や規約を作成する。
- (イ)地域クラブ代表者は、学校側からテスト期間や学校行事、各種感染症等の流行状況等の情報の提供を受ける。また、活動の自粛や停止に関する情報を得た場合は、関係者間で共通理解を図り、共通の対応を行うものとする。
- (ウ) 地域クラブ代表者は、「地域クラブ活動保護者育成会」等において、新入生 とその保護者に対して地域クラブ活動の定款や規約を示し、説明を行う。
- (エ)地域クラブ代表者が開催する「地域クラブ活動保護者育成会(総会)」等に おいては、会長等役員を保護者の中から適切に選出し、指導の方針、練習方法 等の共通理解を図り、適切な会計処理を行う。
- (オ)地域クラブ代表者は、施設内に地域クラブの備品・消耗品を保管する場合、 施設長の許可を得る。
- (カ) 地域クラブ代表者は、使用する施設や設備を施設長の許可なく変更しない。
- (キ)地域クラブ代表者は、運営を適切に行い、本ガイドラインを遵守する。

# (4) 地域クラブ指導者

求める指導者の具体を以下に示す。

- ○地域クラブ代表者に任命され、中学生期の活動の目的を理解し適切な指導を行う者
- ○技術面の指導のみならず、人間形成にかかわる指導を大切にする者
- ○生徒保護者の意見を取り入れ、良好な関係を築ける者
- ○体罰、暴言・暴力など、絶対に行わない者

これらのことをもとに、求める資格、登録については以下のとおりとする。

#### ① 資格

地域クラブ指導者は、岐阜県教育委員会及び岐阜県スポーツ協会が主催する「地域

クラブ指導者育成研修会」を受講し、岐阜県スポーツ協会が発行した「認定証」を 取得したものであること。また、地域クラブ指導者を地域クラブに1名以上確保す ること。

ただし、「公認スポーツ指導者資格」等の国や県の上級指導者資格保持者はこの限りではない。

# ②登録

地域クラブ指導者は、事務局において指導者登録を行った者とする。登録は「瑞浪市地域クラブ登録申込書(様式1)」より行うものとする。

また、指導者の指導方法が「岐阜県ガイドライン II の 4 の(3)、具体的には参加者の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶すること、生徒との十分なコミュニケーションを図り、適切な休養、過度の練習の防止等の内容」(具体として以下に示す。)から大きく逸脱するとき、その他指導者の責めに帰す理由により登録を継続することが適当でないと認めるときは、事務局は登録を解くことができるものとする。その場合、地域クラブ代表者は新たな指導者を任命し、活動を続けることができる。

(5) 地域クラブの活動場所の予約業務、活動時間、月会費の設定

# ①予約業務

地域クラブの活動場所については、それぞれの地域クラブの代表者において施設の予約業務をする。また、入会にあたっては、体験入会の期間を設定し、生徒が体験後に入会できるよう配慮する。

地域クラブの活動時間や指導においては、「岐阜県ガイドライン $\parallel$ の3の(1)」に準ずる。

# ②活動時間

活動時間及び休養日に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- ○活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ○第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。
- ○週当たりの活動時間(準備・片付けを含まない)を11時間程度の範囲内に収める。 ただし、週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以 内に抑え、土日に2日間連続して活動を行うことも可能とする。
- ○大会前など強化が必要な時期については、生徒に過度な負担がかからないよう配慮 し、休養日を他の日に振り替える。

これらのことをもとに、原則を次のように示す。(岐阜県ガイドライン  $\parallel$  の 3 の (1) による)

# (ア) 平日

1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

# (イ) 休日

1日の活動時間は、半日以内(3時間程度)とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

## (ウ) 休養日

- a.週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- b.休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。 平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。 (両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- c.長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な 休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け る。

# 5 瑞浪市立各中学校の対応

(1)情報の提供

学校の定期テストの日時、中学校体育連盟の情報、法定伝染病の発生状況などの情報を 提供し、地域クラブとの連携を図る。

(2) 地域クラブとの連携

生徒の状況等について、各指導者との連携を密にするよう努める。中学校体育連盟に係る指導者および指導者との連携を図る。

(3) 地域クラブへの協力と生徒の活動支援

地域クラブが各中学校の体育館施設、運動場施設等の施設及び備品を使用することに協力するとともに、生徒の活動について支援に努める。

6 地域クラブへの申し込み

本ガイドラインの内容に賛同できるクラブは、次の申し込みを行う。

(1)登録申し込みについて

地域クラブへの登録を希望するクラブは、別に定める「瑞浪市地域クラブ登録申込書 (様式1)」(以下、「申込書」)を事務局へ提出する。その後「瑞浪市地域クラブ登録メ ンバー表(様式2)」「定款または規約」「事業計画書」を提出する。

(2) 年度の更新について

瑞浪市地域クラブへの登録期間は4月1日を基準に1年間とし、自動更新とする。本クラブへの登録を取り消す場合は、「瑞浪市地域クラブ登録取消届(様式3)」を、また、指導者、代表者等の申込書の内容が変更となった場合は「瑞浪市地域クラブ登録変更届(様式4)」を提出する。また、定款または規約に変更が生じた場合も提出することと

する。

ただし、申込書内の構成体制が変更となった場合は、「瑞浪市地域クラブ登録メンバー表 (様式 2) により届け出ることとする。

# (3) 書類の整理について

地域クラブは、以下の書類を整えること。事務局は必要な場合、地域クラブに対して提出を求めることができることとする。様式については任意の様式とし、整備が必要な場合は参考様式を参照すること。

- ・地域クラブ規約
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・事業の活動内容がわかる印刷物、写真等について書類

# 7 安全管理・保険・事故対応

# (1) 地域クラブの安全管理について

地域クラブは、活動中の安全確保に努め、指導者は参加者の安全に十分配慮するものとする。具体的には以下のとおりとする。

- (ア) 生徒の健康管理
  - a.活動前に健康状態を確認する。
  - b.生徒だけでの活動は行わない。
  - c.指導者は、保護者からの情報提供により個々の生徒の既往症等の健康状態について確実に把握する。
  - d.指導者は、活動時間内に適切に休養時間を設ける。(水分補給、トイレ等の心身の休息休憩時間の確保)
  - e.指導者は、生徒の心身の発達段階や体力、習得状況を把握し、過度な練習にならないようにする。

### (イ) 熱中症の防止

- a.気象庁による気象情報及び暑さ指数 (WBGT) に留意し、屋内・外に関わらず、WBGT33°C以上の場合は、活動を中止とする。
- b.水分の補給と休息を適度にとる。

#### (ウ) 警報発令時の安全確保

警報発令時は、活動を中止し、安全を確保する。また、避難指示が出た場合は、 市の避難情報に従い、ただちに避難をする。屋外が危険な場合は、屋内の安全な 場所に移動する。

# (エ) 落雷による事故防止

落雷の危険・兆候が確認されたら、躊躇なく活動を中止する。また、周辺で雷注

意報・兆候がある場合、専門的な Web サイトで常時天候情報を確認する。

# (オ) その他

事故や怪我等に対応できる体制を整える。(例:複数指導、保護者の当番など)

# (2) 保険加入について

地域クラブで活動する生徒及び代表者、指導者は、必ず自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入する。(岐阜県ガイドライン  $\mathbb{I}$  の  $\boxed{3}$  の(5)による)保険の費用は地域クラブで、あるいは個人で支払うこととする。

(3) 地域クラブの生徒及び指導者の事故及び怪我への対応

地域クラブの活動中に事故や怪我が発生した場合は、地域クラブ代表及び生徒が受傷者への対応を優先するとともに、該当生徒の保護者へ早急に連絡をする。上記のような事案を想定し地域クラブ活動は指導者含めて大人が複数名存在した中で実施することが望ましい。

# 8 その他

本ガイドラインに定めのない事項及び運用上の疑義が生じた場合は、事務局及び関係機関が協議のうえ適切な対応をするものとする。

本ガイドラインは必要に応じて改定する。